

船員保険事業運営懇談会施設検討小委員会の運営について（案）

1. 公益委員が座長となるものとする。
2. 施設検討小委員会は、原則として非公開とし、議事要旨を公開する。
3. 会議資料は原則公開とする。ただし、会議において特に必要があると認められた場合には、非公開とすることができる。
4. 施設検討小委員会の審議内容については、適宜懇談会に報告を行う。
5. 施設検討小委員会の庶務は、庁内各課の協力を得て、運営部企画課施設整理推進室において行う。